

集落回覧

下水道使用料に係る「世帯人員割変動届」のお知らせ

若狭町の下水道使用料は、一般世帯の場合、1世帯当たりの「基本料金」と1世帯の使用人数に応じた「人員割料金」から算定した金額に、消費税を加えた額になります。

(1ヶ月分；税込)

下水道使用料 (一般世帯の場合)	基本料金(1世帯当たり)	2,475円
	人員割料金(1人当たり)	825円

※基本料金に1人分の人数割料金は含んでいません。(例：1人世帯 3,300円)

世帯人員数は住民票をもとにしていますが、**転出・転居届を出さないで**転居された方がある場合には、『世帯人員割変動届』を提出していただくことにより、下水道の使用料金を減額することができます。

対象となる方は

1. 高校、専門学校、大学等への進学 **(在学期間中)**
2. 就職、転勤等 **(最長5年間)**
3. 長期入院、施設入所等によって、概ね**6ヶ月以上不在**となることが見込まれる方
(期間については、対象者の症状等で変わってくるため、**要相談**となります。)

※ただし、盆および年末年始の休暇のみ帰宅される方に限ります。

※期間の延長には再提出が必要です。

変動届は

1. 役場上下水道課(三方庁舎)、上中サービス室(上中庁舎)へ提出してください。
2. 各集落の下水道管理組合理事さんの確認印が必要です。(下水道管理組合理事、本人の世帯が申請する場合は、区長、自治会長等の確認印にて対応。)
3. 不在の届を出した方が戻ってこられた場合は、ご連絡ください。
4. 役場へ提出していただく際、変動届を出される本人、またはそのご家族の方からの提出をお願いします。(内容についての確認を行うため。)

使用料の変更は

変動届を提出された翌月分から、人員割の使用料金を変更いたします。

詳しい内容のお問い合わせは

若狭町役場上下水道課 ☎(0770)-45-9103 までお願いいたします。

変動届の用紙は

1. 若狭町役場(三方庁舎)上下水道課・(上中庁舎)上中サービス室
2. 若狭町ホームページ(「くらし・手続き」よりお入りください)
3. 各集落の下水道理事宅に置いてあります。